

障害者優待乗車券交付事業について

1 概 要

障害者手帳の等級等に応じて、次の優待乗車券を交付する。

- (1) 介護付バス共通優待乗車証：本人及び介護者無料、乗車回数制限なし
- (2) 単独バス共通特別乗車証：本人のみ無料、乗車回数制限なし
- (3) 福祉タクシー利用券：500円券×48枚

※ 身体障害者手帳・療育手帳の提示により、障害者手帳の制度としてバス乗車運賃は半額になる。(本人負担1/2、バス事業者負担1/2)
ただし、精神障害者保健福祉手帳については当該制度の対象外となっている。

2 経 緯

- (1) ～平成19年度：第1種障害者手帳(身体・知的)及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対して、バス優待乗車券を交付。
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、タクシー券を選択可。)
- (2) 平成20年度、平成21年度に段階的に制度改正(対象者拡大等)
- (3) 平成21年度～:障害者手帳所持者全員に対して、バス優待乗車券を交付。
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、タクシー券を選択可。)

3 実 績 (平成25年度)

		平成19年度	平成25年度
交付者数	バス	介護付 1,283人	9,753人 { 介護付 2,572人 単 独 7,181人 }
	山陽電車	320人	—
	タクシー	2,026人	3,739人
	計	3,629人	13,492人
支払額	バス	1,578万円	7,360万円
	山陽電車	290万円	—
	タクシー	3,183万円	4,530万円
	計	5,051万円	1億1,890万円

4 課題

- (1) 障害者手帳所持者は年々増加しており、今後も増加すると予測されるので、優待乗車券交付者数も同様に増加していくと考えられる。
- (2) バス事業者からは事業者の乗降調査に基づく乗車人数に応じた適正な運賃の支払いを求められているが、予算額との乖離が大きく対応することが困難な状況となっている。なお、平成26年度には市においても乗降調査を行っているが、障害者ご本人の乗車人数は事業者の調査と同様の結果となっている。

⇒ 現状の予算規模でこの事業を継続するためには、何らかの事業の見直しが必要となる。

5 その他

本市が行っている障害者への交通費支援の事業として、他に通園費支給事業があり、この事業では生活介護や就労継続支援などの日中活動を行う事業所への交通費を市が全額負担することにより通所を支援している。

(参考) 障害の種類、程度と等級等について

I 障害者手帳の等級等について

障害の種類は大きく「1 身体障害」、「2 知的障害」、「3 精神障害」の3種類に分けられますが、障害の程度等に応じて、それぞれ「1 身体障害者手帳」、「2 療育手帳」、「3 精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

障害の程度と手帳の等級等の関係は以下のとおりです。

1 身体障害者手帳 (身体障害)

障害のある部位等による区分ごとに障害の程度に応じた1～6級の手帳が交付されます。

- (1) 視覚障害 1級～6級
- (2) 聴覚障害 2級～4級・6級
- (3) 平衡機能障害 3級・5級
- (4) 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 3級・4級
- (5) 肢体不自由 1級～6級
- (6) 内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸) 1級・3級・4級
- (7) 内部障害(免疫機能障害) 1級～4級
- (8) 肝臓機能障害 1級～4級

2 療育手帳 (知的障害)

障害の程度に応じてA、B(1)、B(2)の3段階の手帳が交付されます。

(兵庫県療育手帳判定要領より抜粋)

段階	基準
A	自他の意志の好感及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難と考えられるもの。
B(1)	新しい事態の変化に適応する能力にとぼしく、他人の助けや指導によって、自己の身の周りのことがらを処理しうるもの。
B(2)	日常生活にさしつかえない程度にみずからの身の周りのことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの。

3 精神障害者保健福祉手帳 (精神障害)

障害の程度に応じて1級～3級の手帳が交付されます。

(精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(平成7年厚生省保健医療局長通知。最終改正平成26年1月24日)より抜粋)

等級	状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

II JRの障害者旅客運賃割引制度における障害者の区分について

JR西日本をはじめとするJR各社では、身体障害者と知的障害者に対する運賃割引制度を実施しており、この制度において、第1種障害者と第2種障害者に区分して取り扱っています。私鉄、民間バス事業者等、多くの他の公共交通機関も、これに準じた割引制度を実施しています。(制度の詳細については、参考資料1の2ページ「10 公共交通機関の障害者割引制度」を参照。)

この第1種障害者、第2種障害者の区分と障害者手帳の等級等との関係は、概ね以下の表のとおりとなっています。

なお、精神障害者については、JR各社の割引制度の対象となっていないため、第1種障害者、第2種障害者の区分はありません。

1 身体障害者

区分	等級等との概ねの関係
第1種身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級～2級については、ほとんどの場合が該当 ・ 3級～4級については、一部の部位及び程度の場合が該当 ・ 5級～6級については、該当せず
第2種身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級～2級については、第1種に該当しないごく一部の場合が該当 ・ 3級～4級については、第1種に該当しない場合が該当 ・ 5級～6級については、全て該当

2 知的障害者

区分	基準	等級等との概ねの関係
第1種知的障害者	ア 知能指数が概ね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下のものであって、日常生活に常時介護を要する程度のもの	Aの場合が該当
第2種知的障害者	第1種知的障害者以外の療育手帳の交付を受けているもの	B(1)及びB(2)の場合が該当